

## 内務省勸業寮の成立と勸農政策

國 雄行

### はじめに

明治維新を実現した政府は、国力を増進するために基幹産業である農業の改良に着手した。明治四年（一八七二）八月、大蔵省に勸業寮を設置し、欧米農業を取り入れるとともに、在来農法にも着目しながら事業を展開した。しかし、翌五年一〇月、財政難のために勸業寮はおよそ一年で廃止されてしまふのである。<sup>(1)</sup>農業は自然を相手とするだけに、その改良には時間と資金を要する。したがって勸農政策を進めるためには、政策を安定的に継続させることが重要であり、このためには強い政治力をもつ人物が政策の指揮をとることが必要である。この条件が整ったのが明治六年一一月の内務省の設置と大久保利通の内務卿就任であつた。

ところが、開設後の内務省は、勝田政治氏が指摘するように、内乱外征（佐賀の乱・台湾出兵）や内在的理由（未成熟な政策論）により、本格的に省務を始動することができなかつた。<sup>(2)</sup>本稿で述べるように、内務省に置かれた勸業寮も大蔵省から引き継いだ勸業事業を持続させてはいたが、財源確保に苦しみ新規事業にはなかなか着手できずにいたのである。

さて、石塚裕道氏は、勸業寮が大蔵省から引き継いだ内藤新宿試験場の事業の中で、最も重点が置かれたのは海外諸国から輸入された洋種の果樹・穀菜の試植とそれらの各府県への配布であるとし、この結果については津下剛氏の

説を引用して「在来種の改良よりも、こうした洋種の無系統な直輸入はほとんどみるべき成果を取めず、同試験機関は八年後に廃止された」と述べている。<sup>(3)</sup> また、『茨城県農業史』には、「やみくもの勸農政策」を象徴しているものが、外国種苗輸入配布政策」であり、「あらゆる種類、あらゆる品種の種苗が無選択に輸入され、各府県に配布、試作を勸奨されている」と記されている。<sup>(4)</sup>

最近では勸農政策が欧米農業の直輸入であったとする右のような説の修正が進められている。例えば勝部眞人氏は、明治八年、九年度における海外種苗の輸入量と各府県への国内外種苗の頒布量を示し、場合によっては外国種以上の国内種苗の広範な収集・配布が行われていた事実を明らかにし、「一八八〇年代後半に至るまでの時期において、欧米農業であれ在来のものであれとにかく新しいものを試して、それぞれの地域にとって有益なものを見出させていく」とする政府側の姿勢を物語っているように思われる」と記している。<sup>(5)</sup>

本稿では以上の研究を踏まえて次の課題を設定する。第一に勸業寮の設立経緯と設立後の予算等に着目し、一等寮としてスタートした勸業寮の実態を明らかにする。ただし紙幅の都合から明治八年中頃までを対象とする。第二に、勸業寮の重要事業であった植物試験、外国種苗の頒布を分析し、これが欧米農業直輸入による無系統・闇雲な政策だったか検討するとともに、国内外の農業調査を分析して勸業寮が欧米のみを重視していたのか検討する。

## 一 大蔵省から内務省へ

### 1 明治六年の「勸農」構想の浮上

明治五年（一八七二）一〇月九日に「公費多端」という理由で大蔵省勸業寮が廃止された。これに伴い勸農業務は租税寮勸業課に引き継がれるとともに、地方にも委託されるかたちとなった。勸業寮廃止前日の八日に「定石代安石代等改正」による増税が布告されたが、地方委託の方法とは、この増税分の約二割を地方の「勸業授産ノ要費」にす

るといふものであった。しかし、これが下付されたのは、『歳入歳出決算報告書』をみる限り、明治六、七年においては、山梨、筑摩、熊谷、磐前の四県のみであった。<sup>6)</sup>

勸農寮は廃止されたが、勸農構想が消え去つたわけではなかつた。そもそも大藏大輔井上馨の勸農寮廃止の上申に対し、左院は「農業ハ素ヨリ本邦ノ要務タル論ヲ待タス、而シテ頑固愚蒙ノ民、旧習ニ拘泥シ各国耕牧ノ盛業ヲ知ラサルヲ患ル久シ、農学校ノ如キ、牧畜ノ如キ、之ヲ誘導シ、之ヲ鼓舞シ、駸々進歩セザルヘカラス」と勸農の重要性を述べていたのである。<sup>7)</sup>この時の左院副議長は明治初年から勸農の重要性を訴えていた伊地知正治であり、左院の意見は伊地知の意向そのものであったのかもしれない。ともあれ、勸農政策を重要視する見解は政府に内在しており、政府をとりまく状況が変われば、勸農寮はいつでも復活する可能性があつた。その変化のきっかけとなつたのは岩倉使節団による外国農業の視察であろう。使節団は「欧米でも賤業視されていた農業を、政府（国家）が政策的に振興をはかることによつて成果をあげてきたと認識した」のである。<sup>8)</sup>

使節団の成果は『米欧回覧実記』に詳しいが、その他にも使節団の一員として欧米農業を視察した大藏省七等出仕阿部潜の報告「勸農見込書」（明治六年二月提出）がある。阿部はここで、欧米の「民ハ教育ニ富ミ人智ノ開達セルニヨリ、農事経済ニ敏ク、且器械等ニ巧ミナルハ速ク我民ノ上ニ有リ」と述べ、日本において農学校の設置を主張した。また、欧米では勸農局を設置して農事改良に着手しているため農業が発達し、「富国強兵ノ大本ヲ興起」していると記した。さらに日本農業に必要なものとして、①農事に関する民勢取調、②農事調査のため欧米への官員派遣、③農業博覧会・農業博物館、④農事を注意する官員、⑤家畜医校、⑥書物展覧場（人口一〇〇〇人以上の村落に設置）、⑦農事布告、⑧運輸交通網の整備の八策を提示した。これらは、①は物産取調、②は勸農寮官員の欧米派遣、③は共進会・農業博物館、④は農事通信員、⑤は駒場農学校、⑦は勸業報告の刊行と、⑥⑧をのぞき、若干性格が異なるものもあるが内務省が勸業政策を担当した明治一三年までにほぼ実現している。これらが実現したのは阿部の提言が活かされたというよりも、欧米の農業事情を知る者たちが阿部と同様の見解をもち、これを実現に移したからであらう。

例えば③共進会という名で実現した農業博覧会は、『米欧回覧実記』、ウィーン万国博のお雇い外国人ワグネルの報告書、松方正義の「勸農要旨」にもその重要性が記されているのである。<sup>(10)</sup> 欧米農業を視察した者たちが日本に必要であると認識した制度、技術等は、ある程度共通していたのではないだろうか。

勸農政策は、税の増収をはかる大蔵省にとっても重要であった。明治六年、大蔵省租税権頭の松方正義は、同省事務總裁の大隈重信に対し、国家の富強を実現するためには、「地勢ノ便宜ヲ詳ニシ、民心ノ帰向ヲ察シ以テ農ト工商トヲ講習奨励スルニアリ」とし、この「講習奨励」には順序があり、「其地力ヨリ生スルノ利ヲ以テ漸次ニ工商ノ鴻利ニ及ホスノ術ヲ施スニ若カス」と述べ、まず「農」に着手することを提示した。松方は、生活の根本は衣食であり、衣食の根本は勸農より生じると考え、勸農政策の優先順位として農→工商と捉えていたのである。そして、適地適作を進めれば、「其鴻益経年ナラスシテ功験ヲ見ルヘシ、此レ其本ヲ務ムルモノニシテ其投スル処ノ資本僅少ナリト難トモ、其生スル所ノ利許多ナルヘシ、其利許多ナレハ税額モ從テ増スヘシ」と、勸農の帰結として税の増収の可能性を述べた。<sup>(11)</sup>

明治六年の政府には、勸農政策を重視するセクター（左院）、外遊経験者の勸農構想、勸農が富強策であるとともに税の増収策でもあるという認識が存在し、これらはいつでも、当時進められていた内務省設立の動きと融合する可能性をもっていたのである。

## 2 伊地知正治と勸業寮の設立

内務省勸業寮の原型となったのは伊地知正治の勸農寮構想であった。伊地知は、すでに明治元年（一八六八）に欧米農具導入を説き、四年に「時務建言書」「勸農建言書（勸農再言）」を提出し、欧米農法を取り入れた勸農政策の重要性を建言した。「勸農建言書（勸農再言）」では在来農法に注視しながら、試験場、農学校といった欧米の科学的な農法を取り入れる旨を記している。<sup>(12)</sup>

表1 勸農寮から勸業寮への変遷

年月	文書表題等	寮名	等級
6年11月	内務省職制私考草案	勸農寮	一
↓	内務省所管六寮	勸農寮	3等寮
7年1月	原案	勸業寮	2等寮
↓	変更確定案	勸業寮	1等寮

典拠：『内務省史』第3巻979頁を元に作成。

明治六年九月に岩倉使節団が帰国し、征韓論政変を経て、十一月一〇日に内務省の設置が布告された。同二五日には、左院の伊地知と松岡時敏、参議の寺島宗則、伊藤博文が正院制度取調御用掛となり、内務省の機構が決められていく。この際、伊地知の「内務省職制私考草案」（以下、伊地知草案）がたき台となったようである。伊地知草案での内務省は、本省、戸籍寮、勸農寮・出張所、警保寮、記録寮、会計司で構成され、省務の中心は戸籍、勸農、警保の三寮で、勸農を内政の軸としていた。<sup>13)</sup>

伊地知草案の「勸農寮并出張所」では、大蔵省租税寮が勸業業務を担当している現状に不満を示し、内務省に移管することが主張された。左院は、明治五年一〇月に大蔵省勸農寮が廃止された際に、勸業業務が「租税寮二合併スルノ議ニ至テハ尤不可ナリ、如何トナレハ徴租苛酷ニ陥ルハ古今ノ通弊、勸農ノ寮ヲ別ニ設ケテ其根本ヲ勸ムルハ、民ヲ愛護スルユエンナリ」と述べ、税務を管理する租税寮の中に、勸業業務が置かれることに不服を唱えていた。<sup>14)</sup>

伊地知草案では勸農寮業務の概要として、①開墾・耕地培養・收穫等の便宜の方法を調査して布達する、②獸類・穀類種子の頒布、③府県願伺の評議、④欧米の農学大校のような勸業出張所の設置、を掲げた。さらに「出張勸農寮ノ法方ハ別ニ取調ヘ置候草稿御座候」と記されており、別に詳細なプランが練られていたようである。

この勸業寮は内務省開設時には勸業寮として誕生する。この間の変遷を表1に示した。まず、明治六年一月の伊地知草案（内務省職制私考草案）では、勸農寮は戸籍寮の次に記されているが等級は付されていない。詳細な日付がわからないのが残念であるが、一一―一二月頃に三等寮であった勸農寮は、審議を重ねていくうちに翌年一月に二等寮の勸業寮となり、確定時に一等寮となった。勸農に工と商という肉付けをして勸業寮とし一等寮に格上げされたのである。ここには、農・工・商を総合的に勧奨する機関を立ち上げて、勸業殖産を強力

に推進しようとした大久保の意図があるのではないだろうか。

勸農寮は、「工」が含まれる勸業寮に変更されたため、工部省の勸工部門が内務省に移管される可能性が浮上した。ところが、当の工部省勸工寮は一月一九日に同省制作寮に吸収されるかたちで廃止されていたのである。<sup>15</sup>この件に関して柏原宏紀氏は、工部卿伊藤博文が内務省の機構を決定する制度取調掛においてリーダーシップを發揮したことにより、内務省設置に際して「工部省は、実質的には、機構面でも管轄も最低限の影響しか受けなかった」と述べている。<sup>16</sup>つまり、伊藤は制度取調掛に任命される前から内務省に勸業寮が設置される可能性を予測して、勸工寮業務を製作寮に避難させたのではないだろうか。

さて、勸業寮をはじめ、戸籍、駅通、土木、地理寮等、内務省の大部分は大蔵省からの移管であったが、大蔵省がこれらの移管を口をくわえてみていたわけではなかった。大蔵省租税寮には荒蕪地・山林、蚕種原紙の売却代金等を国庫に入れずに保蓄してきた勸業資本金があり、これを勸業事業費にあてていた。明治六年一月、大蔵卿大隈重信は、租税寮勸業課の移管を前に、この勸業資本金を国庫に入れてしまったのである。<sup>17</sup>後述するように、これが内務省勸業事業を停滞させる要因となり、勸業寮は勸業資本金を取り戻すために腐心するのである。

### 3 勸業寮事務章程の公布

明治七年（一八七四）三月に公布された勸業寮事務章程（全二七条）をみてみよう。<sup>18</sup>第一条では、「勸業寮ハ全国農工商ノ諸業ヲ勸奨、確実、盛大ナラシムル事務ヲ管掌スル所ナリ」と宣言し、勸業寮を農工商の総合的な勸奨機関として位置づけた。農業関連の条目は、①農家に有益な珍種を分配する（四条）、②農業学校・勸農会社制度の創定（八条）、③勸農方法の企図（一二条）、④農業が不振な場合の原因調査（一五条）、⑤食糧・種籾・農具代等の貸与方法の立案（一八条）である。農家への珍種分配や勸農会社制度創設、農具貸与等、具体的な施策を掲げて民業重視の姿勢を示した。

工業関連の条目は、①工業等の健康被害の調査（九条）、②発明者の褒賞（二〇条）、③専売免許付与（二一条）、④工業が不振な場合の調査と対策の報告（一七条）である。褒賞や専売特許等は工業奨励上、重要であるが、間接的な保護・奨励策であり、ここには、どのような工業分野をどのように奨励したいのか記されていない。

商業関連の条目は、①会社の法則の考案（一三条）、②貿易・商業が衰退した場合、その原因の調査と振起方法の考案（一六条）、その他、第二条に「諸会社ヲ勧誘シ、益全国天造人造ノ諸物産ヲ拡充スルヲ図ルヘシ」とあり、工業関連の条目よりさらに具体的奨励方法を欠いている。

勸業寮は勸農寮構想から始まったため、農業関連の条目には具体的な方策が記されていたが、工・商に関しては、まだ詳細な奨励方法が検討されておらず、間接的な奨励内容を記した条目の提示にとどまったのである。

内務省の殖産興業政策の特徴は、民業重視の姿勢にあることは間違いない。通説では「殖産興業に関する建議書」において、従来の官業重視の工部省路線とちがいが、民業重視の姿勢が萌芽的にあらわれ、翌年五月の「本省事業ノ目的ヲ定ルノ儀」で明確化されたと説明されている。<sup>19</sup>しかし、民業奨励については、この事務章程ですでにその姿勢（特に農牧業重視）が示されており、大蔵省勸農寮時代にも府県に西洋種苗を頒布したり、国産米・在来農具の調査、勸農会社（開農社）の設立許可等、民業を重視していた。<sup>20</sup>さらに、小幡圭祐氏は明治四年から六年までの大蔵省の勸農政策が、「士民」による会社のもとで行われる民営事業に依存しつつ、勸農寮（租税寮）はあくまで「保証」として官営事業や財政援助を実行するという民営奨励方針を基調とした<sup>21</sup>ことを明らかにしている。これまで、内務省設立以前の勸農政策の研究が乏しかったため、民業重視の姿勢は工部省による官業中心の勸業政策の反省をもとに内務省期から始まったかのごとく説明されることが多い。しかしながら、この姿勢は内務省設置以前の大蔵省期にすでに始まっていたのである。

## 二 勸業寮の予算とその実態

### 1 勸業寮の陣容

明治六年（一八七三）一月二十九日、大久保が内務卿に就任し、省内人事が進められた。翌年一月、勸業権頭には河瀬秀治が抜擢された。河瀬は武蔵、小菅、印旛、群馬、入間、熊谷と知県事、県令を歴任した地方行政のプロフェッショナルで、熊谷県では開明県令として蚕糸業の改良や近代教育の発展に力を注いだ。<sup>21</sup>

勸業助に任命された古谷簡一は、旧幕臣で慶応二年（一八六六）に函館奉行小出大和守秀実に随い（定役出役）、ロシアとの樺太国境交渉のためにサンクトペテルブルグに赴いた経歴がある。維新後は、会計官出納司権判事、民部省通商大佐、大蔵省租稅権助等、会計・通商畑を歩いてきた。<sup>22</sup> 勸業寮では工務を担当して富岡製糸場や堺紡績場等の業務に従事したが、その経歴から商務をこなすことも期待されたのかもしれない

勸業権頭に任命された岩山敬義（直樹）は明治四年からアメリカ、ヨーロッパで農牧業に関する研修、調査を行った経験を持ち、勸業寮で農務を担当した。また友田清彦氏は「内務省職制私考草案」を作成した伊地知正治に勸業寮の情報を提供したのが岩山であると推察している。<sup>23</sup> そのほか六等出仕には、幕末のバリ万国博、明治六年のウィーン万国博に参加した田中芳男（幕末の開成所で香港の白菜やオランダのリングを栽培した経験をもつ）、七等出仕にはウィーン万国博に際してヨーロッパで蚕糸業等を視察し、それらの技術を伝習してきた佐々木長淳が就任した。<sup>24</sup> 勸業寮は、上層部に外国技術・情報を接収するために洋行経験者を配置し、それを地方行政プロの河瀬が統率するという陣容をとっていた。

### 2 明治七年三月の仮定額金の申請と勸業寮の実態

内務省は明治七年（一八七四）一月に省務を開始したので、会計年度第七期（明治七年一～二月）の予算費目中



表2 第6～7期勸業関係支出内訳

内訳	会計年度	
	第6期	第7期3月
内藤新宿試験場他	42,782	36,000
富岡製糸場	—	60,600
堺製糸場（紡績場）	6,861	15,300
養蚕取締・蚕種原紙売捌他	134,367	250,992
勸業貸与金・繰替金	58,998	—
上記以外の勸業諸費	85,633	—
その他	19,787	—
合計	348,428	362,892

表3 内務省経費

明治7年	
月	受取額
1	100,000
2	200,000
3	7,923
4	114,207
5	47,046
6	99,129
計	568,305

\*円未満は切り捨て。洋銀は不掲載。

典拠：表2「明治六年中勸業ノ諸費出方大蔵省協議上申」（『公文録』明治7年10月内務省伺6）。「本月分仮定額金御渡伺」（『公文録』明治7年4月内務省伺2）。

表3「本年仮定額費御渡伺」（『公文録』明治7年8月内務省伺2）、より作成。

に内務省の項目は存在しなかった。そこで、七年一月、内務省は経費として、とりあえず一〇万円と洋銀二〇〇ドル（お雇い外国人給料等）を申請して許可を受けた。予定では、その後、内務省が定額金（一年間の経費）を算出して申請し、左院財務課の許可を経て、この金額を月割りで受け取る事となっていた。しかし、定額金はなかなか決定せず、ようやく三月三十一日に仮の定額金を申請した。許可を得た金額は、月額で常費（内務省費）が五万九千五百二円・洋銀二千九百四十四ドル、国費が五万四千五百五円・洋銀一〇三〇ドルとなっていた。常費は月給、旅費等、国費は勸業寮・駅通寮諸費、府県営繕費であった。このうち勸業寮諸費は三万〇千二百四十一円にのぼり、勸業事業が重要視されていたかのように見える。<sup>96</sup>しかし、この額を年額換算すると三万六千二百八十二円となり、第六期（明治六年一月～二月）に勸業資本金でまかなわれた大蔵省の勸業関係の支出三万四千二百五円と大差がないのである（表2）。しかも第六期勸業資本金には富岡製糸場諸費は含まれておらず、これは別途、第六期の歳出費目「勸業費」八万四千三百七十七円から支出されたと思われる。<sup>97</sup>

仮定額金により当面の内務省経費の月額が定まったわけであるが、実際は、前月からの繰越金等の調整があるため、表3のとおり、月毎に受け取る金額は異なっていた。この後も内務省は繰越金や毎月の過不足を計算して申請し、その金額を受け取っており、この状況は明治

八年度の会計年度がスタートした後の明治八年八月頃まで続くのである<sup>(28)</sup>。

話を元に戻して第七期の勸業寮諸費から大蔵省と内務省の勸業政策を検討しよう。表2において大蔵省期(第六期)と内務省期(第七期)とを比較すると支出合計には大差がなく、主要な費目も継承していることから、内務省勸業寮の予算は基本的に大蔵省の勸業政策を参考に決定されたものと思われる。勸業寮費の中で目立つのは養蚕取締(大総代の旅費・月給等)、原紙売捌方(各地の売捌所諸費)、他(掃立原紙買上代)二五万余円で、第六期からほぼ倍増し、第七期全体の三割を占めている。養蚕取締は大蔵省租税寮勸業課の主要業務で、内務省設置後、大久保も蚕種の粗製濫造を防ぐためその取締を重要視していた<sup>(29)</sup>。この結果、第七期の内藤新宿試験場費や勸業諸費にしわ寄せが来たのである。これが内務省が開かれて一躍一等寮となった勸業寮の実態であり、右に述べたようにこの状態は明治八年半ばまで続いた。つまり、内務省勸業寮は、開設から一年半の間、新規事業に着手できず、大蔵省から引き継いだ勸業事業でさえ、堺製糸場(紡績場)を除いて拡大することができなかったのである。

仮定額金を申請した四日後の明治七年四月四日、大久保の代理をつとめる木戸孝允内務卿が、勸業経費の支払いについて上申した。ここで問題となったのは、明治六年中に大蔵省が着手した勸業事業費の支払いが残っていたことである。木戸は、勸業寮設置以前の勸業諸費は勸業資本金から支出されたこと、六年一二月にその勸業資本金が出納寮に入ってしまったことなどをあげ、六年度以前の勸業諸費の支払残金は、大蔵省が支払うべきであると上申したのである。左院財務課が勸業寮に作成させた六年度の勸業関係の仕訳書によると勸業資本金は一五四万円余となつて<sup>(30)</sup>いた。

明治七年六月、この件に決着がつかないまま、河瀬、古谷、岩山が連名で大久保に「勸業意見」を提出した<sup>(31)</sup>。意見の前半では、勸業業務の重要性、緊急性を示し、後半では「勸業事務ノ進歩ハ資金ノ多寡ニ応シ」ていることを強調し、勸業資本金の奪回を訴えたのである。この意見書で河瀬等は、常費と内藤新宿試験場・富岡製糸場・堺紡績所・養蚕取締関係費用をあわせて「歳額」を提出したが、左院財務課に節減を迫まれたことを記し「歳額」は七年三月

表4 内務省歳額

部局	7年8月 仮定額金	8年5月 定額金
本省	208,638	249,466
勸業寮	776,150	2,008,430
警保寮	39,545	40,018
戸籍寮	19,118	25,491
駅通寮	393,522	642,601
土木寮	91,736	213,539
地理寮	83,880	287,508
測量司	76,615	—
合計	1,689,204	3,467,053

\* 円未満切り捨て。洋銀は不掲載。  
 典拠：「本年仮定額費御渡伺」(『公文録』明治7年8月内務省伺2)、「本省定額金ノ儀伺」(『公文録』明治8年6月内務省伺2)、「本省事業ノ目的ヲ定ムルノ儀」(明治8年定額金見込書) (『公文録』明治8年10月内務省伺2) より作成。

の仮定額金と思われる)、この「歳額」は、わずかに現在着手している事業を概算しただけで、新規の事業費は入っていないこと、この額では、今後、何の事業も興すことができないうえ、既設事業も成功を期待することができないと訴えた。そして、「定額」の他に、さらに一〇〇万円の下付を要求したいのである。この一〇〇万円の出所としてあてにしたのが「勸業資本金、百五十拾余万円」であり、この中から一〇〇万円を三年間に分けて下付してもらおうという計画であった。

### 3 明治七年八月の仮定額金の増額申請

明治七年八月、大久保は「内務省仮定額金経費概表」を提出し、次のように述べた。<sup>(密)</sup>

……本年一月中、当省御設置有之、各寮司之儀ハ大蔵、工部両省より分附相成候儀ニ而、事務之費金年額之高、当省創立間合も無之確定難致者勿論ニ候得共、本省及各寮司仮定額凡積を以取調、本年三月中上申致、右仮定

額之目途高、月割ヲ以御下渡之儀申上、月々大蔵省ヨリ請取事務為相運居候処、六月ニ至、定額御決定之御指図無之中、事務着手ニ付、無余儀廉多々相生シ、就而者は迄閉塞渋滞之事業等夫々引立實際相調候処、半年試験之概算ニ而者、先般上申之目途金高二而者、逆も引足不申儀、判然致来候……

大久保が問題としているのは、「無余儀廉」により「閉塞渋滞之事業」が発生していることと、三月に申請した仮定額金では、事業を進めるうえでも足りないことである。そこで大久保は、三月に申請した額を大幅に増額し、新たな仮定

額金として約一七〇万円を申請したのである(表4の「七年八月仮定額金」の欄)。明治七年一月～六月の半年間に内務省に下付された金額は、洋銀を除くと約五七万円である(表3)。これを年額換算すると約一一四万となるので、大久保は八月仮定額金で年額経費を一・五倍に見積もったことになる。内訳で特に目立つのが勸業寮の七十七万円余である。これは大久保が「勸業、地理、両寮之如キハ追々

事業蕃殖之見込有之候間、将来之経費ヲモ相加へ申候」と述べており、勸業寮費に「将来之経費」が組み込まれたためである。

次に勸業寮の歳額を検討するために表5の「七年三月仮定額金」と「七年八月仮定額金」を比較する。三月仮定額金の「月給・旅費他」の詳細は不明のため、これを八月仮定額金から除くと六七万四六〇〇円となり、八月仮定額金は三月仮定額金からほぼ倍増したことになる。費目毎に比較すると堺製糸場(紡績場)が倍増している点が目立つが、最大の増額要因はやはり「勸業資本金」約三〇万円の新設である。これが、大久保の述べた「将来之経費」で、前述した河瀬等の意見を反映させたものである。

大久保はこの上申の後、八月六日に台湾出兵後の交渉のため横浜を発した。左院財務課は本件を早速審議にかけるが、申請額を「過当」として認めず、「寧、

表5 内務省勸業寮(仮)定額金

費目	7年3月 仮定額金	7年8月 仮定額金	8年5月 定額金
内藤新宿出張所他	36,000	36,000	147,300
富岡製糸場	60,600	58,200	61,800
堺製糸場(紡績場)	15,300	29,400	29,400
養蚕取締関係費	250,992	244,500	78,375
勸業資本金		306,500	1,000,000
月給・旅費他	不明	101,550	135,960
農事習学場(駒場農学校)			64,800
工業試験諸費			50,000
工業習学場			45,000
商業試験諸費			50,000
商業習学場			45,000
房総牧場諸費			795
地方官委託費			300,000
合計	362,892	776,150	2,008,430

\*円未満切り捨て。洋銀は不掲載。

典拠:「本月分仮定額金御渡伺」(『公文録』明治7年4月内務省伺2)、「本年仮定額費御渡伺」(『公文録』明治7年8月内務省伺2)、「本省事業ノ目的ヲ定ムルノ議(「明治八年定額金見込書」)」(『公文録』明治8年10月内務省伺2)より作成。

仮ニも常額ヲ不被定シテ是迄ノ如ク月々見積ヲ以、諸費ノ金額申立次第調査ノ上、御下渡有之候ハ、却テ穩当ノ費用相立テ、事業上ニも相叶可申と被存候」とし、八月二〇日、正式に不許可の指令が發せられた。この時、大久保はすでに上海の人であつた。

内務省は、これ以後も毎月、経費見積書を作成して申請し、許可を得てその金額を受け取るという煩雜な作業を繰り返すこととなつたのである。月毎の申請は、事務渋滞を引き起こすこと、月毎に許可が下りるので費金の下付が遅れて支払いが滞る可能性があること、そして何よりも大規模な計画が建てにくいというデメリットがある。しかし、これを左院財務課や大蔵省側からみれば、支出を抑制できるという大きなメリットになるのである。内務省経費を毎月申請させて「穩当ノ費用相立テ」るのが財務課のねらいであつた。

財務課が増額を認めなかつた大きな理由は、八月一二日に、太政官が院省使府県に發した節儉の達にある。この達は七月三一日の大隈重信の上申に應えたものである。この上申で大隈は、内変外事の非常事態の対処として、官省使府県の建築・營繕費（進行中も含む）、臨時費、土木費、そして「勸業資本ノ為メ新ニ人民ヘ貸付等」を一切廃止するといった「非常ノ節儉」を、「嚴重御下命」してくるよう要請したのである。<sup>(33)</sup>大蔵卿の大隈が勸業貸付金を不急の費用と位置づけた意味は大きい。

さて、木戸が明治七年四月に上申した、第六期の勸業諸費・支払残金を大蔵省が支払うべきであるとの上申であるが、一〇月になつてもまだ決着がつかず、『公文録』の記録では同月二〇日に、財務課において関係書類を回覧する記録で終わっており、どのように決着がついたのか不明である。<sup>(34)</sup>

#### 4 大久保の帰国と明治八年の定額金の申請

明治七年（一八七四）一月末、台湾出兵の事後処理を終えた大久保が帰国した。この後、勸業寮は大久保不在の間に棚上げにされた事業の巻き返すと、新規事業の予算獲得に邁進していくのである。

明治七年四月、内務卿を兼務した木戸孝允が層糸紡績所（新町紡績所）の設立を上申したが、「当分見合置可申事」との裁定となった。そこで、大久保は一二月に設立の再伺を、翌八年三月に再三伺を提出し、予算を勝ち取った。<sup>(35)</sup> また、明治七年七月に大久保が「農務ノ本宗ヲ確立」するため、家畜医、耕耘・牧畜教師、農家化学者、耕耘・牧畜の老練農夫を募集する旨を上申したが、翌八年二月になっても何の指令も下りなかった。そこで河瀬が「農業進歩之基礎ニシテ實際施行之順序ニ於テ一大事之儀ニ付、至急御許允相成候様致度」と催促した結果、同月に裁可された。<sup>(36)</sup> さらに、明治八年五月五日に大久保が上申した「牧羊開業ノ儀ニ付伺」が同月八日に、同年一〇月一四日に上申し三万七三三三円もの牧羊地買上費を計上した伺が、同月一八日に許可された。<sup>(37)</sup> また、後述するように、明治八年五月以降、勸業寮関係者の外国派遣が活発化するのである。

そして、大久保は明治八年五月二四日に、前年八月に認められなかった定額金を増額し、勸業寮の八年度予算として「明治八年定額金見込書」（以下①。本書の申請額は表5「八年五月定額金」に示した）を提出した。勝田政治氏が明らかにしたように、①とセットとなる文書として、②「山林局設立ノ議ニ付伺」、③無題の「伺い」（各地方警察設置伺）、④「海外直売ノ基業ヲ開クノ議」、そしてこれら四件の総論として⑤「本省事業ノ目的ヲ定ムルノ議」が提出された。<sup>(38)</sup>

①は勸業寮の八年度予算案であり、それ以外の寮の予算案は同月二七日に「明治八年本省并各寮定額金取調牒」として提出された。<sup>(39)</sup> 別々に申請された理由は、表4の八年五月の欄に示したように、勸業寮予算は他寮とは比較にならないほど突出しており、それ相当の説明が必要であったからで、その説明が⑤なのであろう。⑤では緊要事業として、①④に対応してa樹芸・牧畜・農工商、b山林保存、樹木栽培、c地方取締、d海運の四点が掲げられ、予算増額や新規事業等の必要性が訴えられた。これに対する回答は一〇月一九日に発令され、a①b②dの「三件ハ此程相達候一週年間経費金ニ基キ尚事業ノ用途取調更ニ可伺出候」と、五月一八日の太政官達（一周年の収入・経費等の総額を予算雛形にそって作成し大蔵省に送致する）を利用して内務省に再考を促した。cは「行政警察ノ規則方法ハ不日

何分ノ指令可及事」と発令され、一二月に行政警察規則の改正が公布された。<sup>⑩</sup>

さて、永井秀夫氏は、大久保が①で農工商を三部門に分けて「農ヲ基トシ工商之ニ応シ」と述べていることから、内務省の殖産興業政策における大久保の意図・構想では「農牧業・農産加工工業が中心におかれるにいたったことを知ることができる」と判断している。<sup>⑪</sup>果たしてこの判断は正しいのであろうか。

勸業寮は、当初、勸農寮として構想されたため、工商部門の事業は後れをとることとなった。また、工といっても大蔵省から引き継いだ富岡製糸場や堺製糸場等、農産加工工業部門が中心であり、鉄道、船舶といった重工業部門は相変わらず工部省の所管であった。「商」に関する事業はとりわけ進まず、ようやく②において農工を仲介する存在として「商」の重要性が提示され、「勸商事務ノ至急最重ナル所以」が説かれる始末であった。<sup>⑫</sup>で「工業未タ挙ラス、商法未タ盛ナラス」と嘆きながらも、農業不振について記していない点も、大久保が工商政策の後れを特に重視していたことを裏付けるものである。

工商の事業が進まなかったのは、右の理由に加え、内変外事と大久保の不在、そして何よりも厳しい予算制限が要因であった。明治七年一月から①が書かれるまでの一年半の勸業寮は、大蔵省から引き継いだ勸農業務を持続するしかなく、「農ヲ基ト」せざるをえなかったのである。そこで大久保は、「農」に応じる「工商」の事業拡張を急務と考え、「工業試験諸費」「工業習学場諸費」「商業試験諸費」「商学試験場費」（表5）を新設しようとしたのである。つまり、大久保は①において、「農」に応じていない「工商」の予算を獲得して、明治七年三月の事務章程にある農工商三業の総合的な奨励をめざしたのである。①が書かれた時点で「農牧業・農産加工工業が中心におかれるにいたった」のではなく、大蔵省から勸業事業を引き継いだ時点、すなわち勸業寮がスタートした時点で「農牧業・農産加工工業」中心なのであった。

また、①（表5「八年、五月定額金」）では、前年度に勸業費を圧迫していた「養蚕取締関係費」が三分の一に減少した。

これは、蚕種取締の変更により、養蚕取締費と掃立原紙買上代がなくなり、原紙売捌諸費のみとなったためで、工商

表6 明治8年度勸業寮経費

費目	金額
本寮諸経費	133,070
内藤新宿出張所他	73,968
富岡製糸場	67,151
堺製糸場(紡績場)	19,425
蚕種原紙売捌所	49,653
農事習学場	848
内山下町試験場	25,714
下総牧羊場	64,316
下総取香種畜場	20,324
安房嶺岡種畜場	436
新町紡績所	7,816
米国博覧会事務局	3,360
合計	466,081

\*円未満切り捨て。洋銀は不掲載。  
典拠：『内務省年報・報告書』第2巻  
151-166頁より作成。

関係費の新設を容易にした要因でもあろう。

①の目玉は何といっても勸業資本金一〇〇万円である。勸業寮は今度こそこれを引きだして勸業費として使用しようとしたのである。大久保は、勸業資本金について農工商を勧奨する資本とし、欧米動植物の購入や農具改良費等、多くの用途を掲げたが、詳細な費目は「実際着手ノ方法」が決定された後に明記するとした。

さて、①の勸業資本金の項には左の付箋が貼付されている。本文御許可ノ上ハ現ニ伺済相成居候、屑糸器械諸費凡金拾八万四千円余、牧羊場開業費用ノ内凡金六万四千円、

其他商業勸奨諸費凡金参拾万円、毛布器械設立諸費凡金貳拾貳万円等ノ類ハ勿論、其外民力ヲ補助スル費用等モ都而本条金額ノ内ヨリ支出可致積ニ候事

大久保はすでに裁可を得ている新町紡績場費や下総牧羊場費を勸業資本金から支出することによって、今まで勸業資本金の復活を渋ってきた左院財務課と大蔵省に圧力をかけたのである。

明治8年度の勸業寮経費(決算額)を表6に記した。結果として①の申請額は大幅に削減された。しかし、第七期歳出の「勸業費」三四万円余に比すれば一二万円余も増額され、内藤新宿出張所他の経費は前年度の倍額となったのである(註27参照)。勸業資本金は認められなかったが、そこに組み込まれていた新町紡績場や下総牧羊場等の費用は別に支出された。工業習学場、商業習学場は実現しなかったが、工業試験費として内山下町試験場費が獲得され、ウィーン万国博事務局の事業(陶工、染工、玉工、夜景写真術等の試験)が勸業寮に移管された。商業試験費として四四五三円が本寮諸経費の中に組み込まれていたが、使途の詳細は不明である。小額ながらも新規予算が認められた



ことは勸業寮として一歩前進したことになる。しかし、工商拡大路線は軌道に乗らず、「農ヲ基トシ」している状態には変わりりはなかった。

### 二 勸業寮の勸農政策

#### 1 内藤新宿出張所と植物試験

前章では事務章程や予算等から勸業寮の実態について究明したが、本章では勸業寮の政策である植物試験、外国種苗の購求・頒布、国内外の農業調査を分析し、「はじめに」で掲げた課題に答えることにする。

明治五年（一八七二）一二月に大蔵省が開設した内藤新宿試験場は、七年一月に内務省に移管され、勸農政策の中心機関となった。六月には事業拡張のため試験場から出張所に格上げされ、一〇月には所内に農業博物館が設置されるなど拡充を続けていった。

発足当初の勸業寮は、なかなか新規事業に着手することができなかつたが、限られた予算内において、大蔵省から引き継いだ植物試験を着実に進めていた。表8に第八期（明治八年一〜六月）から明治九年度まで、勸業寮農務課が管理する田園を反別に示した（「その他」には菓草園、用材園、各見本園が含まれる）。第八期から八年度に植物園の広さが倍増しており、これは八年度にお

表8 勸業寮植物園反別（単位：反）

種別	第8期	8年度	9年度
果樹園	69	127	149
牧草園	20	44	42
穀菜園	36	46	31
稲田	—	23	23
各用植物園	—	21	21
その他	13	18	35
合計	138	279	301

表9 勸業寮植物園の内外種

明治8年度	内	外	外種率
果樹園	76	398	84
牧草園	0	52	100
穀菜園	296	204	41
稲田	121	0	0
各用植物園	125	23	16
合計	618種	677種	52%

\*反未満は切り捨て（合計値は原典と異なる）。典拠：『内務省年報・報告書』第2,3巻より作成。

ける内藤新宿出張所費の増額に比例しているようである。種別では何れの年度も果樹園が半数近くを占め、その試験に力が入れられていたことが判明する。

表9に明治八年度の各植物園の外国種比率を示した。<sup>(43)</sup> 果樹園では内国種七六、外国種三九八、合計四七四種、一万七六一五株の果樹が植えられ、外国種の割合は八四%と圧倒的であった。果樹園の株数の内訳はリンゴが七四二八株と最も多く、次がブドウ二九五四株である。一方、穀菜園では穀類・豆等が栽培され、それらの外国種の割合は四一%と高くない。明治八年度の植物園では、果樹・牧草園(合計一九一反)の外国種の割合がかなり高いが、穀菜園・稲田・各用植物園(合計九〇反)の割合は低く、植物園全体の外国種の割合は五二%である。

次に果樹試験に力点が置かれた理由を検討する。第一に果実の味の魅力である。田中芳男は、慶応三年(一八六七)一〇月にアメリカから送られてきたリンゴについて、その「果実は見た所もよく味も良いので人々は驚きました、こんなものが世の中にあるのかといて珍しかった」と述懐している。<sup>(44)</sup> また、大久保利通は岩倉使節団の一員として渡航中、自宅で栽培するためにリンゴとブドウを送っている。どのような意図か不明であるが、内務省発足以前から大久保が果樹に興味をもっていたことは確かである。<sup>(45)</sup>

第二に、明治四年九月に、いわゆる「田畑勝手作の禁」が解かれ、適地適作が奨励されたことである。これを契機に水稲生産の劣等地に適する商品作物が模索されることとなり。<sup>(46)</sup> その候補として果樹が選択された。

第三に果樹のもつ価値の多様性である。明治九年二月、勸業寮が果樹試験を府県に依頼する際、勸業寮七等出仕の武田昌次が、「菓実ノ性質滋味適応ニ依テ或ハ之レヲ砂糖漬トシ、或ハ之レヲ酒ニ醸造シ其外種々ノ製造方、人為ノ巧妙ヲ尽シ、……将来、其輸入ノ幾分ヲ減省シ反テ彼国へ輸出スルノ一品ニ供スヘキ」と述べているとおり、果実は生食の他に、保存食や酒等にもなり、多様な価値を生み出すのである。<sup>(47)</sup>

近世に作付けが米麦雑穀に制限されたのは飢饉対策でもあった。明治になっても食糧保存は重要な課題であり、内藤新宿出張所では内外種の果樹をヨーロッパ製造法にならい砂糖漬にした。その結果は「欧州精製ノ品ニハ比例シ難

表10 明治8年度 外国種苗の購求先・種数

	種類 (単位等)	米	独	仏	豪	清	ジャワ
苗木	果樹 (株数)	50 (2,553)				17 (1,223)	
	各用植物 (株数)	3 (117)				3 (70)	
	コーヒー (株数)						9 (151)
	幾那 (株数)						4 (60)
種子	用材 (袋)		13 (13)		204 (204)		
	牧草 (斤)	7 (2,582)	17 (17)				
	麦 (合)	4 (49,843)					
	甜菜 (合)			3 (837)			

典拠：『内務省年報・報告書』第2巻 21-23頁より作成。

タケレトモ、如此シテ貯蓄スレハ寒暑ヲ不諭、数年間ノ久シキ腐敗靡爛ノ掛念ナク」保存できることがわかった。この砂糖漬は府県に頒布されることになった。<sup>(48)</sup> 勸業寮は果樹を各府県で栽培させるとともに、果実の保存方法を広め、将来的には輸出品として育成しようとしたのである。

## 2 外国種苗の購入と頒布

明治八年度の外国種苗の購入先を表10に掲げた。アメリカからの輸入が多いが、清国から一七種一二三株もの果樹を購入している。これらの果樹は武田昌次等が清国に渡って購入してきたものである(後述)。購入先がアメリカに偏っている理由として、勸業寮農務課のリーダー・岩山敬義が、アメリカで農業修行をしてきたことが考えられる。さらに運輸上の都合と地理的要因も大きく影響していたようだ。例えば、勸業寮が明治九年(一八七六)二月にブドウ苗木を取り寄せようとした際、中属の岡毅は、フランスのブドウが最上ではあるが、「輸送ノ便、米國ニ不如カ故ニ不得止是迄米國ヨリ取寄來候得共、可相成ハ世界有名之種類ヲ培植候ハ、一層有益ノ事ト被存候ニ付、輸送之手段ヲ不顧」、フランスから輸入しようとした。岡の意見に加え、田中芳男と武田昌次が「生木ヲ荷造リ致シ空氣ノ流通モ無之、熱地ヲ数日航海候ハ、悠然萌芽ノ上ニテ速ニ腐朽」してしまうかもしれないので、輸送ルートはインド洋経由ではなく、マルセーユからニューヨークまでは船便、ここからサンフランシスコまでは鉄道、そして再度船便で横浜に運ぶように要請した。<sup>(49)</sup> また、アメリカはヨーロッパに比して距離的に近く、

運賃が安かったことも、アメリカ偏重の理由の一つであろう。

外国から取り寄せられ、「内国栽培法」により育てられた作物は勸業寮で順次回覧に供された。明治七年六月に小麦類七品、七月に穀菜類一五品、八月に蔬菜果類一四品が回覧され、その品質は本国のものと同様という報告であった。もちろん不作もあり、八年八月には発芽しなかったオリーブや、虫害により成熟しなかったブドウの例が報告された。<sup>(50)</sup>

勸業寮は内藤新宿における試験とともに、各府県における試験栽培に力を入れていくのである。明治七年から一八年まで内外の果樹・穀菜等が府県に頒布された数量は、三九〇石余、株数五二万七四〇〇余株に及んだ。<sup>(51)</sup> この頒布は目的別に次の①～③に分けることができる。

①日本各地において植物の適否を判断するために頒布

明治七年一〇月、勸業寮は「国ニ依リ風土氣候ノ差異アルヨリ、自然適不適等モ有之、其良否得失ニ至テハ、一所ノ試験ヲ以テ難相定」と考え、東京以外の府県に外国種苗の試験を依頼することにした。頒布された種類は大蔵省時代より格段に多くなり、一〇月の頒布時には果樹ではモモ、リンゴ、チェリー、ナシ、ブドウ等二二種、穀菜は燕麦、トマト、トウモロコシ、甜菜等七種が頒布されることとなった。勸業寮からの依頼に同意した府県は、果樹については耕耘数、肥料、季候、早雨の適否、成長状況、損傷、果実の多寡・重量の七項目、穀菜については土質、肥料、播種・収穫の月日、播種量、収穫量、温度、降雨量、損傷、成長状況等、一四項目を報告することになった。<sup>(52)</sup> 勸業寮は東京での試験をふまえ、次の段階として各地における各植物の適性データの収集を始めたのである。

試験結果は、栃木県のようにブドウが地味に適して繁茂したので、さらに苗を四〇本、要求した県もあるが、従来から説かれているように各地に定着した外国種苗は少なかったようである。<sup>(53)</sup>

②従来から同種を生産していた地域に頒布

明治八年二月、勸業寮は、「適地ニ於テ試験候ハ、内外品位ノ良否モ瞭然」であると考え、アメリカから取り寄

せた綿種（アップランド綿と海島綿）の試験を、従来からの綿栽培地である愛知、堺、山口、飾磨、奈良、栃木、新治、白川県に依頼した。また栽培法については調査中であるので、在来の方法で栽培し、成育の景況を報告するように伝えた。結果は愛知県(54)の報告に「不実ニテ其佞腐敗、或ハ不苗芽分モ有之」とあるように各県でも概ね不良であった。

また、アメリカの煙草も、豊岡県の煙草産地で試験された。その結果は初年のために十分な試験ができず、収穫の多寡や品位の優劣があつたが、「何レモ適合可致ニ付、漸次産殖之見込ニ有之候」という報告であつた。(55)

### ③寒地・暖地栽培を意図して頒布

近世から砂糖原料として栽培されている甘蔗は亜熱帯地方に適した作物であつた。このため、勸業寮は寒地栽培を目的として明治九年の春にフランスから甜菜（ビート）の種子を輸入し、内藤新宿出張所と陸羽地方で試験栽培を行い製糖を試みた。根に塩分が多く含まれたため良好な結果を得られなかつたが、わずかに岩手県産の根には塩分が少なく甘味があつたといふ。(56)

明治八年一〇月にはジャワからコーヒの苗木を取り寄せ、この一部を琉球に送つた。那覇の内務省出張所の中録・河原田盛美は、「茄菲ハ欧米諸国需要ノ飲料ニシテ交易最大ノ物品タルコトヲ説示シ」、数名に分与して試植させた。また、河原田は「当地ハ四時花実ヲ結ヒ候土地ニ付、十一月ヨリ二月頃迄、此地ノ菜蔬菓実類ヲ内地ニ運輸セシメハ、内地人民ノ賞味スルノミナラス外客ノ賞美スル所トナル」と考え、馬鈴薯やナス、オリーブ等、内外種の配布を勸業寮に請願した。(57)暖地栽培の目的は、暖地に適した作物を育てるだけでなく、作物の栽培・収穫期をずらし、本州等の市場に野菜や果実が枯渇した時期をねらつて、それらを投入することであつた。

小笠原諸島でも「熱帯近傍ノ土地ニ相応致シ候植物試験」が実施されることとなつた。明治九年に海島綿が栽培され、地味に適応して良質な綿毛を採取したが、内地の需要が少なかつたうえ、在来種より長毛であり、綿弓を用いることができな(58)いなどの支障が重なり、栽培は中止された。

以上、外国種苗の頒布方法を三つに大別した。明治初期、外国種苗のデータがほとんど存在しない状況では、風土

表 11 勸業寮関係者の外国派遣

派遣先	年月 (明治)	派遣者	業務
清	① 8年5月	武田昌次他	農業調査・動植物購入
	② 8年11月	多田元吉他	茶業調査
印・清	③ 9年4月	多田元吉他	茶業調査
米・清	④ 9年8月	ジョーンズ他	牛馬羊購入
	⑤ 8年2月	神鞭知常	勸業事務調査他
米	⑥ 9年2月	西郷従道他	フィラデルフィア万国博
豪	⑦ 8年5月	橋本正人他	メルボルン万国博
英	⑧ 9年2月	富田禎次郎	農学教師招聘
伊	⑨ 9年5月	佐々木長淳	養蚕万国公会

典拠：『明治前期勸農事蹟輯録』上巻、538-539頁。「伊国ミラン養蚕会議へ官員派遣ノ儀伺」（『公文録』明治9年5月内務省伺3）。

に応じた植物の系統的な導入は不可能であった。そこで勸業寮は寒暖による適性を考慮したり、日本における同種の産地を選ぶなど、一定の方針をもって頒布を開始したのである。すくなくとも闇雲に頒布したのではないことだけは確かである。

さて、本稿は明治七年～九年の勸農政策を対象としており、この短い期間で試植結果について検討することは不可能であるため、外国種苗の頒布が、青森県のリンゴ及び小麦以外はほとんど定着しなかったという通説について異論を提示することはできない。しかしながら、西村卓氏が指摘するように、この頒布を一つの契機として、いくつかの県で植物試験場等が設立されたこと、在地における農業生産力発展の担い手＝老農の農事改良への意欲をかき立て、彼らの眼を在来種苗の取り寄せ、試作による稲作全般にわたる改良へと向けさせたことは評価すべきであろう。<sup>59)</sup>

### 3 外国農業調査の実施

外国種苗の多くはアメリカから購入されたが、勸業寮の視線がアメリカだけに向けられていたわけではなかった。表11に勸業寮関係者の外国派遣について記した。派遣回数は、清国四、米国三、インド一、オーストラリア一、英国一、イタリア一であり、清に注目されていた事実が判明する。清とは明治七年（一八七四）の台湾出兵で緊張が高まったが、大久保利通の粘り強い交渉とイギリス公使ウエードの調停により互換条約を締結した。この後、大久保は一月三日に天津において李

鴻章と会談した。大久保が「雨降地固ノ俗語アリ、此事アツテ却テ兩國ノ幸ナラン」と述べた後、話題が清に銅が不足していることに移ると、大久保は銅を供給する旨を申し出るとともに「就テハ我、必貴国ニ求ムルノ品アラシ、然ラハ閣下ニ書ヲ呈シ、之ヲ求メン」と述べた。すると李は「是有無相通スルノ道ニシテ固ヨリ所望ナリ」と返答した。<sup>(60)</sup>大久保と李はこの会談で日清の貿易振興を確認したのである。

表1の①は清国農業の調査である。右に述べたように清との危機を脱した大久保は、翌年四月、早速、清の農業調査の必要性について上申した。その理由は、日本の動植物の多くは清から伝わってきたものであるが、まだ伝来していない有益な動植物が少なくないこと、隣国なので日本と「風土必適」であることであつた。そして、清は広大なので、まず、天津、山東等から羊や驢馬、穀菜類、ブドウ、モモ等を調査し、購入することを提言したのである。清に派遣された武田等は動植物を購入し、これらは内藤新宿出張所で試験されるとともに、各府県に貸与、払い下げられた。<sup>(61)</sup>

②は清、③は清・インド茶業の調査である。明治八年一〇月、大久保は、「欧米諸国ノ求需ニ応シ」て製茶の盛んな清国の景況を調査するため勸業寮一〇等出仕の多田元吉を派遣した。その後、大久保は、インドが中国・日本の茶を圧制するために多数の蒸気器械を設置して奮励尽力しているという情報を得たため、多田等をインドと清に派遣し、製茶やその器械を調査させた。多田は帰国後、高知県に派遣され、茶葉を採取して紅茶を試製するとともに、有志の者へ伝習を行った。<sup>(62)</sup>

④は下総牧羊場の羊を購入するための派遣である。<sup>(63)</sup>

⑤は直輸出の事前調査である。明治七年一〇月、大久保の代理をつとめた伊藤博文内務卿は、国産品輸出と海外への出店は物産増殖のために不可欠であるが、急に輸出しても失敗すると考えた。そこで、まず、アメリカにおける日本茶・生糸等の評判を調査して報告させることにした。伊藤は、調査後に「精良適宜之貨物」を輸出すれば「自カラ御国産之声価、支那国ニ優リ可申者必然」であると考えた。当面の目標は、生糸・茶輸出のライバル国である清に勝つことであつた。神鞭は九年一月に米国商況視察報告書を提出している。<sup>(64)</sup>

⑥⑦は万国博参加の一環としての農業調査である。そもそも万国博への参加は、国産品の宣伝と海外市場の調査を目的とする。⑦においてオーストラリアに注目したのは、日本の気候と大差がなく、輸入した動植物が繁殖すると考えられたためである。特に日本において毛布使用、肉食が増加していることから牧羊の調査に重点が置かれた。<sup>(65)</sup>

⑧は、駒場農学校の教師を招聘するための派遣、⑨はイタリアのミラノで開催される万国養蚕公会への派遣であった。<sup>(66)</sup>

①②③の派遣は清の調査（インドを含む）、⑤の派遣は清との貿易競争に勝つための調査でもあった。当時の日本には文明開化の風潮が席卷し、国民は欧米に目を奪われていたのかもしれないが、勸業寮の目は清にも向いていた。その理由の一つは、右に述べたように輸出において清がライバルであったこともあるが、距離的に近いということも大きい。これは欧米に比して気候風土が共通すると考えられた理由でもあるが、

輸送コストも抑えられ、さらに欧米に比して物価の低い清国の場合、動植物の安価な購入が可能であるし、清国人の低賃金雇用も可能であった。植村正治氏の研究によれば、当時の平均月給は清国人三一・五円に対し、イギリス人一八二・六円、アメリカ人二〇六・五円であった。<sup>(67)</sup> 実際に明治八・九年に、紅茶製造や人工孵卵の伝習のために清国人が雇用されたのである。<sup>(68)</sup>

#### 4 国内農業調査の実施

勸業寮の目は外国だけでなく国内にも向いていた。明治七年（一八七四）四月には、表12に示した植物を買い上げる旨の伺いが出された。その目的は実地試験による培養方法・土質への適否の調査、一般への展覧・分与、そして、輸出品として育成することであった。<sup>(69)</sup> 勸業寮は、果木Ⅱ食用、葉草Ⅱ薬用、観花常葉樹木・美花草・水草Ⅱ観

表12 明治7年 国内植物買上リスト

種類	種数
果木類（ナシ、リンゴ、ザクロ等）	34
葉草類（人參、地黄、景天等）	27
観花常葉樹木類（椿、梅、ボケ等）	104
美花草類（スカシユリ、夏菊等）	62
水草類（カキツバタ、ハス等）	19
合計	246

典拠：『農務顛末』第5巻 1262-1266 頁より作成。



賞用とし、栽培成功後にそれぞれの市場に投入しようとしたのである。

表9に稲の試験がすべて内国種で行われていることが示されているように、国内農業調査でも重点が置かれたのは稲であった。明治七年四月には優良種籾を取り寄せて内藤新宿出張所（試験場）で試験するため、武州稲毛村と日光道中草加宿に勸業寮官員を派遣した。<sup>(70)</sup> また、九年一月には、優良米の生産地である白川、岡山、愛知、宮城県に対し、精良の種子を選び、品名には「其土地之方言ヲ詳記」して二升ずつ送るように達した。三月までに各府県から種子が集められた。<sup>(71)</sup> 勸業寮は優良種を府県に広げるために試験しようとしたのであるが、この際に、「方言ヲ詳記」させた点が興味深い。

明治七年七月、大蔵省から全国の物産取調事業を継承した勸業寮は、府県に調査雛形を公布した。その後、土地によつて名称に異同があるなど問題が発生したため、「成丈ヶ普通ノ名称ヲ用ヒ、品ニヨリ其別名ヲモ記載シ候様、御取計ヒ有之度」と府県に依頼した。<sup>(72)</sup> おそらく同品種でも地域により呼び名が異なるものが続出したのであろう。国内産品といつても、まだ未知のものばかりであり、「方言ヲ詳記」するのは品種特定のため重要であつた。

明治の世となり、交通運輸の便が開けて諸外国から未知の植物等が流入した。未知ゆえに勸業寮はこれらを取り寄せ、その適性を調べるため各地で試験を実施した。一方、国内の物産取調も開始し、名称を正して異同を確認しようとした。勸業寮は国内においても、まずどのような産物が存在するかという調査から始めたのである。在来種を把握していなかったからこそ、外国に傾注した調査などできなかったのである。

## おわりに

勸業寮は一等寮として華々しくスタートしたかのように見えたが、発足から一年半の間、その実態は基本的に大蔵省の勸業政策を継承し、これを進めるだけで、新規事業に着手できずにいた。その原因は佐賀の乱や台湾出兵等の内

変外事と、これに関わる大久保の不在（強い政治力の不在）と臨時出費、節儉の達等による予算制限である。

これらに加えて勸業寮が設立当初から抱えていた原因もある。まず第一に勸業資本金である。勸業寮は基本的には大蔵省勸農寮（のち租税寮勸業課）が勸業資本金で運営していた業務を継承した。勸業資本金は勸農寮がプールした資金なので勸農寮の裁量で使用でき、明治五年一〇月の勸農寮廃止後も租税寮勸業課に引き継がれ、財政難の中で勸業事業を進めていく財源となったのである。ところが大隈は内務省設立に際して勸業資本金を国庫に返納してしまった。このため、内務省勸業寮は大蔵省の勸業業務を引き継いだ際に、財源確保から始めなければならなかったのである。一躍一等寮となった勸業寮であったが、勸業諸費の経費額が前年度並みに抑えられたため、大蔵省租税寮の課にすぎなかった勸業課の業務を超えることができなかったのである。

第二に、勸業寮は設立直前まで勸農寮として計画されていたことである。このため工商政策の構想は貧弱であり、農に比して工商の事業が後れる結果となってしまうたのである。勸業寮の実態は勸農寮であったのだ。

明治七年の内変外事が落着くと、翌年、大久保の政治力が発揮され、勸業政策が本格化していくわけであるが、それ以前に予算が付けられていた業務（大蔵省から引き継いだ事業）も着実に進んでいた。その中で代表的な事業が植物試験と外国種苗の府県頒布であった。これらの研究史上の評価は極めて低く、無系統な導入、闇雲な頒布などと評されている。しかし、明治初年の植物に関する参考データがない状況で、その系統的な導入は不可能である。系統的順序だった計画的導入とは、参考データが存在するからこそ可能なのである。勸業寮の外国種苗頒布は、まず、全国各地のデータを収集することから始まった。その政策の第一段階が東京の内藤新宿出張所での試験、第二段階が日本各地での適性試験であった。つまり、勸業寮の植物試験・府県頒布は、計画の初期段階であり、無系統、ましては闇雲と評されるものではない。政策の意義を評価する際、その結果だけをみるのではなく、計画や経過を注視し、立案者の意図を正確によみとることが重要なのである。

また、本稿では植物試験とともに、国内外の農業調査についても検討した。その結果、勸業寮は欧米、清、インド、

国内で調査を展開しており、欧米農法のみを導入しようとした姿勢がみられないことが明らかとなった。文明開化期の西洋賞賛の風潮と、勸業寮の政策を同一視することはできないのである。

本稿では紙幅の都合もあり、勸業寮の実態については明治八年中頃までしか明らかにすることができなかった。この後の動向については稿を改めて論じることとする。

- (1) 拙稿「明治初期大蔵省の勸農政策」(『人文学報』第四三〇号歴史学編第三八号、東京都立大学文学部・首都大学東京都市教養学部人文・社会系、二〇一〇年三月)。
- (2) 勝田政治『内務省と明治国家形成』吉川弘文館、二〇〇二年、一五六頁。
- (3) 石塚裕道『日本資本主義成立史研究』吉川弘文館、一九七三年、一一一―一四頁。
- (4) 茨城県農業史研究会編『茨城県農業史』第一巻、一九六三年、三三―三四頁。
- (5) 勝部真人『明治農政と技術革新』吉川弘文館、二〇〇二年、一九頁。
- (6) 大蔵省編『歳入歳出決算報告書』上編(『明治後期産業発達史資料』第一巻、龍溪書舎、一九八八年、三〇一、三二五頁)。筆者は以前、『大蔵省考課状』を読み解く中で「勸業授産ノ要費」を申請して許可を得たのは山梨県のみで、実際に資金が下付されたか不明であり、「府県への勸業委託は、形式だけにどまった可能性が高い」と記した(前掲、拙稿「明治初期大蔵省の勸農政策」)。これは誤りで、わずか四件ではあるが交付金が与えられた事実を確認した。熊谷県の事例については、松沢裕作『明治地方自治体制の起源』東京大学出版会、二〇〇九年、第一部第三章参照。
- (7) 『勸農寮正算司廃止ノ儀伺』(『公文録』明治五年一〇月、大蔵省伺一、249、公文書館蔵)。
- (8) 前掲、勝部、三六頁。
- (9) 『勸農見込書』(『大蔵省理事功程』三、明治九年二月、国立公文書館蔵)。阿部潜と「勸農見込書」については、友田清彦氏が「岩倉使節理事官『理事功程』と日本農業」(『農村研究』八四号、東京農業大学農業経済学会、一九九七年三月)で明らかにされている。
- (10) 『特命全權大使米欧回覧実記』第五巻、岩波書店、一九八二年、一九七―一九八頁。「澳国博覧会報告 第二区農業及山林」(土屋喬雄編『G・ワグネル維新産業建設論策集成』北隆館、一九四四年、一六一頁)。大内兵衛・土屋喬雄編『明治前期財政経済史料集成』第一巻、明治文献資料刊行会、一九六二年、五二―五三〇頁。
- (11) 『国家富強ノ根本ヲ奨励シ不急ノ費ヲ省クベキノ意見書』(早稲田大学社会科学研究所編『大隈文書』第二巻、一九五九年、

- 一〜三頁。
- (12) 西郷隆盛全集編集委員会編『西郷隆盛全集』第三卷、大和書房、一九七八年、一五一〜一六八頁。伊地知の勸農政策については、友田清彦「伊地知正治の勸農構想と内務省勸業寮」(『日本歴史』六五〇号、二〇〇二年七月、吉川弘文館)参照。
- (13) 大霞会編『内務省史』第三卷、原書房、一九八〇年、九五九〜九六九頁。
- (14) 前掲、「勸農寮正算司廃止ノ儀伺」。
- (15) 『法令全書』明治六年、太政官第三九〇、内閣官報局。
- (16) 柏原宏紀『工部省の研究』慶應義塾大学出版会、二〇〇九年、二〇四、二〇七頁。
- (17) 前掲、拙稿「明治初期大蔵省の勸農政策」。
- (18) 明治七年三月、「勸業寮事務章程」(『法規分類大全』官職門・官制・内務省二、内閣記録局、七三〇〜七三三頁)。
- (19) 中村政則他編『経済構想』日本近代思想体系八、岩波書店、一九八八年、一六頁(欄外註、四二七頁(中村政則執筆)。また、「殖産興業に関する建議書」で、内務行政の基本方針が示されたとする見解も多い(例えば大江志乃夫「日本の産業革命」岩波書店、一九六八年、一〇頁)。しかし、一読すればわかるように、本建議書にはどのような「工業」を奨励するのかという具体的な指摘がなく、勸業方針を示しているとは言い難い。建議書には「政府政官」の誘導力不足のために勸業事業が停滞していることをアピールするため使われているように思われる。本稿で示したように、明治七年は予算制限が厳しく、勸業寮の業務がなかなか進まない状況であった。これに危機感を抱いた大久保(または大久保のブレン)が、大蔵省をはじめ政府政官に勸業政策を理解させ、一致団結して勸業事業を進めるように求めたのが、この建議書なのではないだろうか。
- (20) 前掲、拙稿「明治初期大蔵省の勸農政策」。
- (21) 小幡圭祐「明治初年大蔵省勸農政策の展開過程」(『歴史』第一一五輯、東北史学会、二〇一〇年九月)。
- (22) 齋藤一暁「河瀬秀治先生伝」上宮教会、一九四一年(復刻版、大空社、一九九四年)四〇〜四二頁。勸業頭が不在であるが、明治七年一月に伊地知が大久保に対し、勸業寮と地理寮については権頭で採用した後、実績を積んでから頭に昇進させる旨を述べているので、これに従ったと思われる。明治七年一月四日、大久保利通宛伊地知正治書翰(立教大学日本史研究室編『大久保利通関係文書』第一巻、吉川弘文館、一九六五年、九三〜九四頁)。ただし地理寮は杉浦讓が頭として就任した。河瀬に関する史料等の情報は佐藤美歩氏から提供していただいた。
- (23) 内藤遂「幕末ロシア留学記」雄山閣、一九六八年、八四〜九七頁。「故古谷勸業助祭史料下賜方伺」(『公文録』明治八年九月内務省伺三、2A-9、公1528)。
- (24) 友田清彦「農政実務官僚岩山敬義と下総牧羊場」(一)(二)(『農村研究』第九四、九五号、二〇〇二年三、九月)。前掲、友田「伊

地知正治の勸農構想と内務省勸業寮。

- (25) 大日本山林会編『田中芳男君七六展覽會記念誌』一九一三年、一四〇―一五頁。友田清彦「ウィーン万国博覧会と日本における養蚕技術教育―佐々木長淳の「蚕事学校」構想を中心に」(『技術と文明』一三(一) 通号二四、日本産業技術史学会、二〇〇二年八月)。

- (26) 「本月份仮定額金御渡伺」(『公文録』明治七年四月内務省伺一、2A-9-公1062)。この仮定額金は四月分として申請されたが、以後この金額が基本的に継続されていく。

- (27) 「歳入歳出決算報告書」上編、二七九―三二六頁。第七期歳出の「勸業費」は三四万二三八五円と、第六期の四倍増となっている。これは、内務省の勸業寮諸費がここから支出されたからである。この額は前記した仮定額金(七年三月申請)の勸業寮諸費の年額換算額三六万二八九二円と約二万円の開きがあるが、これは月毎の繰越金の調整等により誤差が生じたと思われる。決算値として正しいのは「勸業費」であるが、この内訳が不明なので、本稿では勸業寮諸費の数値で分析を進めた。第一期から第八期(明治元年一月―八年六月)の歳出には「勸業貸付金」「勸業資本」「勸業費」と紛らわしい三つの費目がある。「勸業貸付金」は第一期に創設され、開拓使事業や煉瓦建築、水道事業等、多方面に貸し付けられた。「勸業資本」は第二期に創設され土族授産や府県勸業資金(前述した「勸業授産ノ要費」として支出された。「勸業費」は第四期に創設され、農工に必要な器械・動植物の購入や富岡製糸場建築費にあてられた。第六期「勸業費」の内訳は不明であるが、富岡製糸場費がここから支出されたと考えた方が自然であろう。ちなみに「勸業資本金」は大蔵省勸業寮(のち租税寮)にプールされた資金であるため、歳出決算表の費目にはあらわれない。

- (28) 「本月份仮定額金下附伺」(『公文録』明治八年八月内務省伺一、2A-9-公1519)。

- (29) 前掲「明治初期大蔵省の勸業政策」。農林省編『農務顛末』第三卷、一九五一年、四九二―四九三頁。

- (30) 「明治六年中勸業ノ諸費出方大蔵省協議上申」(『公文録』明治七年一〇月内務省伺六、2A-9-公1094)。

- (31) 「勸業意見」明治七年六月(「大久保利通文書」一九六六、国立国会図書館憲政資料室蔵)。

- (32) 「本年仮定額費御渡伺」(『公文録』明治七年八月内務省伺一、2A-9-公1081)。

- (33) 「蕃地ノ役ニ付、非常節儉御達ノ儀ニ上申」(『公文録』明治七年八月大蔵省伺一、2A-9-公1140)。『法令全書』明治七年、太政官第一〇六。

- (34) 前掲「明治六年中勸業ノ諸費出方大蔵省協議上申」。

- (35) 「厩糸繭紡績器械買入設立伺」(『公文録』明治七年四月内務省伺一、2A-9-公1062)。「厩糸繭紡績器械新設ノ儀伺」(『公文録』明治八年二月内務省伺一、2A-9-公1477)。「厩糸紡績機械設立ノ儀再三伺」(『公文録』明治八年四月内務省伺一、2A-9-公1492)。

- (36) 『農業教師備入伺』(『公文録』明治八年二月内務省伺五、2A.9.公1480)。
- (37) 『牧羊開業ノ儀伺』(『公文録』明治八年五月内務省伺二、2A.9.公1498)。「下総国印旛郡ノ内ニテ牧羊地買上伺」(『公文録』明治八年一〇月内務省伺一、2A.9.公1532)。
- (38) 前掲、勝田、一六三～一六四頁。「本省事業ノ目的ヲ定ムルノ議」(『公文録』明治八年一〇月内務省伺一、2A.9.公1532)。
- (39) 『本省定額金ノ儀伺』(『公文録』明治八年六月内務省伺二、2A.9.公1508)。この時の測量司は地理寮に含まれる。
- (40) 『法令全書』明治八年、太政官第一七二、二〇六、内務省第一三〇。荻野敏雄氏は四項目のうち①②③④が「第一関門を通過し」、⑤は「まったくあと回し」となったと述べているが、これは誤解である(『日本近代林政の基礎構造』日本林業調査会、一九八四年、一九頁)。
- (41) 永井秀夫『明治国家形成期の外政と内政』北海道大学図書刊行会、一九九〇年、二三八～二九九頁。
- (42) 農林省農務局編『明治前期勸農事蹟輯録』上巻、一九三九年、一二三～一二四、一三五頁。
- (43) 八年度データを採用したのは、各種別とも九年度と大差がないこと、九年度には勸農局(明治一〇年一月設立)の数値が含まれてしまつたためである。また表9で「その他」に含めた薬草園、用材園、各見本園は、小面積のため省略した。
- (44) 前掲、大日本山林会、一八頁。
- (45) 日本史籍協会編『大久保利通文書』四、東京大学出版会、一九八三年、四五六、四七五頁。
- (46) 岩間泉『明治前期における勸農政策と果樹作』(『中国農業試験場報告』C、農業経営部(通号二二)、農林水産省中国農業試験場、一九七八年三月)。
- (47) 『農務顛末』第五卷一〇七二～一〇七三頁。
- (48) 同所では果実の他にも、蔬菜や筍、鳥獣魚肉の貯蔵の試験が行われるとともに、ジャムが製造された(大日方純夫・勝田政治他編『内務省年報・報告書』第三卷、一九八三年、三四～三五頁)。
- (49) 『農務顛末』第一卷二二七～二二九頁。
- (50) 『農務顛末』第五卷一〇七一～一〇七二、一〇八〇～一〇八二頁。
- (51) 『農務顛末』第三卷二二九頁。
- (52) 『農務顛末』第一卷三八八～三八九頁、五卷一〇八二～一〇八四頁。
- (53) 『農務顛末』第一卷三三六頁。
- (54) 『農務顛末』第一卷五〇三～五一三頁。
- (55) 『農務顛末』第三卷六～九頁。
- (56) 『内務省年報・報告書』第三卷、二九～三〇頁。

- (57) 『農務顛末』第六卷四五五～四五六、八五二頁。
- (58) 『農務顛末』第六卷四五六～四五九頁。小笠原島序編『小笠原島誌纂』一八八八年、三三四頁。
- (59) 西村卓『老農事代』の技術と思想』ミネルヴァ書房、一九九七年、二二六頁。
- (60) 日本史籍協会編『大久保利通日記』二、東京大学出版会、一九八三年、三四〇～三四二頁。
- (61) 『清国へ勸業寮官員派出ノ儀伺』(『公文録』明治八年五月内務省伺二、2A-9-公1298)。『大隈文書』第四卷一一八～一四一頁。
- (62) 『内務省年報・報告書』第二卷、一九八三年、三一頁。
- (63) 『農務顛末』第二卷九二二～九二五、一一二二～一一三三、一一五四～一一七八頁。『内務省年報・報告書』第三卷二二〇頁。「製茶調ノ為メ勸業寮官員東印度アサムヘ派出伺」(『公文録』明治九年二月内務省伺三、2A-9-公1230)。
- (64) 『勸業事務二付官員一名米國派出伺』(『公文録』明治七年一月内務省伺一、2A-9-公1095)。『農務顛末』第六卷八九六～八九八頁。『大隈文書』第四卷一八七～一九五頁。
- (65) 『内務省年報・報告書』第二卷、一一三頁。
- (66) 『伊国ミラン養蚕会議へ官員派遣ノ儀伺』(『公文録』明治九年五月内務省伺三、2A-9-公1249)。前掲、友田「ウイーン万国博覧会と日本における養蚕技術教育」。
- (67) 植村正治「明治前期お雇い外国人の給与」(『流通科学大学論集』流通・経営編、二二(一)流通経済大学学術研究会、二〇〇八年七月)。
- (68) 紅茶製造教師の凌長富の当初の給料は二五円(翌年五〇円に昇給)、人工孵卵教師の陸亨瑞が一五円であった(拙稿「明治初期のお雇い清国人教師—紅茶製造業と人工孵卵事業を事例として」(『異文化交流史の中の教育者達に見る思想・実践の変容と現代的課題に関する学際的研究』東京都立短期大学、二〇〇五年一〇月)。
- (69) 『農務顛末』第五卷一二六二～一二六六頁。伺い通りに購入できたかどうか定かではないが、第八期から八年度の間に内藤新宿出張所で試験している内国種の数は、果樹園が五八から七六種に、葉草園が一五から四四種、用材見本園(觀賞用植物を含む)が九六から一一一種に増加しているので、ある程度、計画に沿って購入されたと思われる(『内務省年報・報告書』第二卷一一～二〇頁)。
- (70) 『農務顛末』第一卷一〇～一一頁。
- (71) 『農務顛末』第五卷一〇八五～一〇九三頁。
- (72) 『法令全書』明治七年、内務省第一八。『農務顛末』第六卷九〇四頁。